

(学級委員総会)

第19条 学級委員総会は、総務、会計監査、学級委員、地区長、地区より選出の愛護部長及び役員選考委員で構成し、年度初めに開催し、次のことを行います。

1. 総務及び監査の確認
2. 学級長及び学年長の選出ならびに専門部の所属の決定

(理事会)

第20条 理事会は、総務、学級長、専門部長、地区長、学校長及び教職員代表、理事会が認めた出席者で構成し、次のことを行います。

1. 理事会で決議する事項
 - (1) 総会に提出する議案
 - (2) 予算の修正及び補正
 - (3) 規約及び細則の改廃、疑義解釈
 - (4) 専門部会より提出された事項
 - (5) その他、本会の運営に必要な事項
2. 理事会が運営遂行に当たる事項
 - (1) 総会の決議事項

(総務会)

第21条 総務会は、総務及び学校長によって構成し、次のことを行います。

1. 会議に提出する議案及び資料の作成
2. 本会の通常運営に関する事項の処理
3. 理事会の決議事項の処理
4. その他、運営に関する緊急事項の処理

(専門部会)

第22条 専門部会には、次の部門を設け、学級委員もしくは地区委員がそれぞれ分担して構成し、正・副部長をおいて活動します。

1. 給食文化教養部 児童の給食と会員の教養、研修に関する事項
2. 人権(こころはぐみ) 人権教育と、児童及び会員の保健体育に関する保健体育部 事項
3. 厚生献血部 児童及び会員の厚生福祉と献血推進に関する事項
4. 広報部 PTA活動の伝達に関する事項
5. 愛護部 児童の愛護、補導と研修に関する事項

4. 地区委員は児童の安全のために地区ごとの会員(子ども会)から選出されています。第1条の目的を達成するため運営委員会の構成員ですが、本会の活動に直接関わることはありません。
5. 出席は構成員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数以上とします。
6. 総務役員は、運営委員会において議決権の行使をともなう採決の発生が予想される場合は、事前にその旨を各委員へ連絡します。

(総務会)

第20条 総務役員および学校長・教職員代表をもって構成し、本会の運営全般についての協議をおこないます。

(学年部委員会)

第21条 本会の目的を達成するために、学年部委員会をおきます。組織内容は別に定めます。

(役員選考委員会)

第22条 各学年の副代表(人数は諸事情に応じて増減できます)、総務役員および教職員代表をもって構成し、総務役員・学年部委員を選考します。

(特別委員会)

第23条 会長が必要と認めたときは、運営委員会の承認を受けて特別委員会を設けることができます。

第7章 運営細則および規程

(運営に関すること)

第24条 本会の運営に必要な事項は、運営細則・規程として別に定めます。

(運営細則・規程の制定等)

第25条 運営細則・規程の制定、改廃は運営委員会で議決し、その内容は次期の総会に報告します。

第8章 規約改正

(規約の改正)

第26条 本会の規約は、総会において委任状も含め出席者の過半数の賛成をもって、改正することができます。ただし、改正案は総会開催の日の2週間前までに全会員に通知しなければなりません。